

マンション管理士講習

(マンション管理の適正化の推進に関する法律第41条第1項)

(1) 指定・登録基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則

(指定基準)

第46条 法律第41条第1項の規定による指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行う。

- 一 次のイから八までのいずれにも該当しない者であること。
 - イ 法の規定に違反したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ロ 第49条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - ハ その役員のうち、イに該当する者がある者
- 二 マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的として民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であること。
- 三 講習の業務の実施の方法に関する計画が講習の業務の適正かつ確実な実施のために適切であること。
- 四 三の講習の業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な組織及び能力を有すること。
- 五 講習を受けることができる者の資格が正当な理由なく受講を制限するものでないこと。
- 六 講習を受けることができる者の資格が正当な理由なく受講を制限するものでないこと。
- 七 国土交通大臣が定める講習の実施要領に従って講習を実施すること。

(2) 指定・登録法人

なし

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし